

災害発生時における帰宅困難者への支援に関する協定書

大津市（以下「甲」という。）と一般社団法人 大津市商店街連盟（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して支援することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、帰宅困難者が発生した場合に、甲の要請に基づき、乙が帰宅困難者に対し実施する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、帰宅困難者への支援を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、乙の加盟会員と連携し、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（帰宅困難者支援の内容）

第3条 乙の加盟会員は次に掲げる事項に関して、可能な限り帰宅困難者への支援を行うものとする。

- (1) 一時滞在施設として帰宅困難者を受け入れる。
- (2) 帰宅困難者のために水道水、トイレ及び物資を提供する
- (3) 通行可能な道路等の情報を帰宅困難者に提供する

2 乙は、前項の支援を実施した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

（支援期間）

第4条 帰宅困難者への支援は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

（経費負担）

第5条 帰宅困難者への支援に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第6条 甲、乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に1年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年10月26日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 大津市打出浜2番1号
一般社団法人 大津市商店街連盟
理事長